



平成29年度（2017年）第2回



Niigata
Industrial
Creation
Organization

～ 海外市場調査及び販路開拓の経費の一部を助成します！～ 「海外市場獲得サポート事業費助成金」 募集のご案内

<申請受付期間:平成29年8月1日(火)～8月31日(木)>

NICO [公益財団法人にいがた産業創造機構] では、県内企業が成長する海外市場において代理店獲得など現地企業との提携により輸出拡大を図ることを目的に、県内企業が有する商品・製品・サービスについて、海外での市場調査及び販路開拓（見本市出展等）に要する経費の一部を助成します。

1 助成金の概要

事業区分	助成対象者	対象経費	助成率	助成上限額
A: 海外市場調査事業	①地域中核企業(※1)又は 地域中核企業を含むグループ ②中小企業者(※2)のコンソーシアム (※3) ③中小企業者	海外市場 調査の経費	1/2以内	100万円 ～200万円
B: 海外販路開拓事業	同 上	B-1海外見本 市の経費 B-2越境ECの 経費	2/3以内	100万円 ～350万円
C: 海外市場調査事業 海外販路開拓事業 併用 (A事業+B事業)	同 上	上記、A事業、 B事業の対象 経費	(A事業) 1/2以内 (B事業) 2/3以内	200万円 ～1,000万円

※1「地域中核企業」の定義 以下の条件を全て満たす中小企業者であること。

①新潟県内に事業所を有すること。

②県内企業（①の条件に同じ）5社以上に継続して（直近1年以内に2回以上）、自社製品用部材等（「材料費」「仕入」「外注費」および製造原価報告書の「消耗品費」。単なる商品購入は該当しない。）の発注実績を有すること。

③直近決算において、県内企業への自社製品用部材等の発注額が1億円以上、又は、直近決算3期中2期の発注額がそれぞれ1億円以上であること。

※2「中小企業者」の定義

新潟県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者

※3「中小企業者のコンソーシアム」の定義 以下の条件を全て満たす団体であること。

①県内に事業所を有する中小企業者が3社以上参加すること。

②コンソーシアム参画企業の売上高合計が直近2期連続で5億円以上あること。

2 申請方法

NICOホームページ(<http://www.nico.or.jp>)より、様式をダウンロードして申請ください。

3 助成事業の決定方法

- 提出書類に基づき、申請内容に関するヒアリング・書類審査を行います。
- 海外市場調査事業(A)、海外市場調査・海外販路開拓事業併用(C)については、審査会で申請者による説明を行う予定です。(審査会は9月下旬予定)
- 応募多数の場合は、新規申請者を優先し予算の範囲内で助成するため、減額となる場合があります。
- 審査結果は、10月上旬(予定)に文書で通知します。

4 注意事項

- ①平成28年度に当助成金の交付決定を受け、申請日時点で補助事業を継続している事業者は申請できません。
- ②交付決定日以前に支払った経費は対象になりません。

このような経費に使えます！

「A：海外市場調査事業」

渡航費
現地市場調査費ほか

「B：海外販路開拓事業」

海外見本市出展経費、
HP多言語化、越境EC
サイト構築費ほか

「C：海外市場調査事業・海外販路開拓事業 併用」

◎個別相談会の開催 ※申請前にご相談ください。



8月10日(水) 会場：NICOプラザ (新潟市中央区万代島5-1万代島ビル11F)

※希望者は、会社名、担当者名、希望時間(午前・午後)、電話番号を明記のうえ、電子メールでお申込みください。(8月8日(火)㍻)

お問い合わせ・申請書の提出先 ⇒ 公益財団法人にいがた産業創造機構 販売戦略チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
電話：025 - 246 - 0063 E-mail：trade@nico.or.jp